

# 工商行政管理機関による 市場の支配的地位の濫用行為の 禁止についての規定

2011年2月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家工商行政管理総局令

第54号

「工商行政管理機関による市場の支配的地位の濫用行為の禁止についての規定」は中華人民共和国国家工商行政管理総局の局務会議の審議を経て採択されたので、ここに公布し、2011年2月1日から施行する。

局長 周伯華

2010年12月31日

工商行政管理機関による市場の支配的地位の濫用行為の禁止についての規定

**第一条**

経済活動における市場支配的地位の濫用行為を禁止するために、「中華人民共和国独占禁止法」（以下、「独占禁止法」という）に基づき、本規定を制定する。

**第二条**

市場支配的地位を有する事業者が経済活動において市場支配的地位を濫用し、競争を排除・制限する。

**第三条**

市場の支配的地位とは、事業者が関連市場内において商品価格、数量若しくはその他取引条件を規制し、又はその他の事業者による関連市場への参入を阻害・影響できる能力を有する市場地位をいう。

本条でいうその他の取引条件とは、商品価格、数量を除き、市場取引に対して実質的な影響を及ぼすことができるその他の要素をいい、商品品質、支払条件、引渡方式、アフターサービス等を含む。

本条でいうその他の事業者による関連市場への参入を阻害・影響できるとは、その他の事業者が関連市場へ参入することを排除し、又はその他の事業者が合理的な時間内に関連市場へ参入することを遅らせ、又はその他の事業者が当該関連市場へ参入できても参入コストが高まり、市場において効果的な競争を展開できなくすること等をいう。

**第四条**

市場の支配的地位を有する事業者が正当な理由なく、取引相手との取引を次に掲げる方法により拒否することを禁止する。

- (一) 取引相手との既存取引数量を削減する。
- (二) 取引相手との既存取引を延期・中断する。
- (三) 取引相手との新規取引を拒否する。
- (四) 取引相手が取引を継続し難い制限的条件を設ける。
- (五) 取引相手が生産経営活動において合理的な条件で必須の施設を使用することを

拒否する。

前項第（五）号を認定する際に、当該施設を別途投資建設・開発建築する可否、取引相手が効果的な生産経営活動を展開するに当たり当該施設に対する依存度、当該事業者が当該施設を提供する可能性及び自社の生産経営活動に及ぼす影響等の要素を総合的に考慮しなければならない。

#### 第五条

市場の支配的地位を有する事業者が正当な理由なく、次に掲げる取引限定行為を実施することを禁止する。

- （一） 取引相手が、当該事業者としか取引できないよう限定する行為。
- （二） 取引相手が、当該事業者の指定した事業者としか取引できないよう限定する行為。
- （三） 取引相手が、当該事業者の競争相手と取引してはならないと限定する行為。

#### 第六条

市場の支配的地位を有する事業者が正当な理由なく抱き合わせ販売を行い、又は取引時にその他の不合理な取引条件を付け加えることを禁止する。

- （一） 取引慣例、消費習慣等に従わず、又は商品の機能を見捨て、強制的に異なる商品を抱き合わせ販売又は組み合わせ販売すること。
- （二） 契約期間、支払方式、商品の運輸及び引渡方式又はサービスの提供方式等に対して不合理な制限を付加すること。
- （三） 商品の販売区域、販売対象、アフターサービス等に対して不合理な制限を付加すること
- （四） 取引目的物と無関係の取引条件を付加すること。

#### 第七条

市場の支配的地位を有する事業者が正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対して、取引条件において次に掲げる差別待遇を実行することを禁止する。

- （一） 異なる取引数量、品種、品質等級を実行する。
- （二） 異なる数量割引等の優遇条件を実行する。
- （三） 異なる支払条件、引渡方式を実行する。
- （四） 異なる品質保証内容及び期限、修理内容・時間、部品供給、技術指導等のアフターサービス条件を実行する。

#### 第八条

工商行政管理機関は、本規定の第四条ないし第七条でいう正当な理由を認定するには、次に掲げる要素を総合的に考慮しなければならない。

- （一） 関連行為は事業者が自社の正常な経営活動及び正常な効果・利益に基づいて実施したものか否か。
- （二） 関連行為による経済の運行効率、社会公共利益及び経済発展への影響。

#### 第九条

本規定で明確に規定されていない其他市場の支配的地位の濫用行為については、価格

独占行為を除き、国家工商行政管理総局が法により認定する。

## 第十条

事業者が市場の支配的地位を有することを認定するには、次に掲げる要素に準拠するものとする。

- (一) 当該事業者が関連市場に占める市場シェア及び関連市場の競争状況。  
市場シェアとは、一定の時間内において事業者の特定商品の売上高、販売数量等の指標が関連市場に占める比率をいう。  
関連市場の競争状況を分析するに当たり、関連市場の発展状況、既存競争者の数量と市場シェア、商品の差別化程度及び潜在する競争者の状況等を考慮しなければならない。
- (二) 当該事業者が販売市場又は原材料調達市場を支配する能力。  
事業者の販売市場又は原材料調達市場を支配する能力を認定するに当たり、当該事業者が販売ルート又は調達ルートを支配する能力、価格、数量、契約期間若しくはその他の取引条件を左右又は決定する能力、並びに企業の生産経営に必須の原料、半製品、部品及び関連設備等の原材料を優先して獲得する能力を考慮しなければならない。
- (三) 当該事業者の財力及び技術条件。  
事業者の財力及び技術条件を認定するに当たり、当該事業者の資産規模、財務能力、収益力、融資能力、研究開発能力、技術設備、技術革新と応用能力、保有している知的財産権等を考慮しなければならない。  
事業者の財力と技術条件を分析・認定するに際して、同時にそれと関連する側の財力と技術条件も考慮しなければならない。
- (四) その他の事業者が取引において当該事業者に対する依存度。  
その他の事業者が取引において当該事業者に対する依存度を認定するに当たり、その他の事業者と当該事業者との間の取引量、取引関係の継続時間、その他の取引相手に変更する難易度等を考慮しなければならない。
- (五) その他の事業者が関連市場へ参入する難易度。  
その他の事業者が関連市場へ参入する難易度を認定するに当たり、市場への参入許可制度、必須の施設の保有状況、販売ルート、資金・技術要求及びコスト等を考慮しなければならない。
- (六) 当該事業者の市場の支配的地位の認定に関連するその他の要素。

## 第十一条

次に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者が市場の支配的地位を有していると推定できる。

- (一) 一人の事業者が関連市場に占める市場シェアは二分の一に達している。
- (二) 二人の事業者が関連市場に占める市場シェアの合計は三分の二に達している。
- (三) 三人の事業者が関連市場に占める市場シェアの合計は四分の三に達している。

前項第(二)号、第(三)号に規定された状況については、うち市場シェアが十分の一を下回っている事業者がある場合、当該事業者が市場の支配的地位を有していると推定してはならない。

## 第十二条

市場の支配的地位を有していると推定された事業者は、本規定の第十条に列記している要素に基づき、関連市場内において商品の価格、数量若しくはその他の取引条件を支配し、又はその他の事業者による関連市場への参入を阻害・影響できる能力を有していないと証明できる場合、当該事業者を市場の支配的地位を有していると認定してはならない。

### 第十三条

市場の支配的地位を濫用する疑いがある事業者は、工商行政管理機関の規定した期限までに、その行為が合理的である理由を陳述し、かつ関連する証拠を提供することができる。

### 第十四条

事業者が本規定の第四条ないし第七条、第九条の規定に違反し、市場の支配的地位を濫用した場合、工商行政管理機関はそれに対して、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、また前年度売上高の百分の一以上百分の十以下に相当する罰金を科す。

工商行政管理機関は具体的な罰金額を決定する際に、違法行為の性質、情状、程度、継続時間等の要素を考慮しなければならない。

事業者が自主的に市場の支配的地位の濫用行為を停止した場合、工商行政管理機関は事情を斟酌して、当該事業者に対する処罰を軽減又は免除することができる。

### 第十五条

工商行政管理機関が本規定に準拠して行った行政処罰等の決定に対して不服がある場合、法に従って行政複議の申立、或いは行政訴訟の提訴を行うことができる。

### 第十六条

工商行政管理機関の独占禁止法執行人員は、「独占協議、市場支配的地位の濫用案件を摘発するための工商行政管理機関の手順規定」の規定に基づき、厳格に法により事件の調査と処理をしなければならない。

工商行政管理機関の独占禁止法執行人員が職権を濫用し、職責を軽視し、情実にとらわれて不正行為をし、又は法執行過程に知り得た営業秘密を漏洩した場合、関連規定により処理する。

### 第十七条

本規定でいう商品にはサービスが含まれる。

### 第十八条

本規定の解釈については、国家工商行政管理総局が責任を負う。

### 第十九条

本規定は2011年2月1日から施行する。